

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

主なコメントの概要とそれらに対する対応【第 102 回委員会においては、論点 5 以降を検討対象とした】

- 以下は、主なコメントの概要です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
【論点 5】開示の適時性や迅速性のための簡便的な会計処理	財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲で、簡便的な会計処理を認めるべきである。 ・ 中間財務諸表作成基準は、作成者の事務負担を考慮して簡便的な手続によることを許容している。四半期財務諸表も、開示の適時性や迅速性が求められており、その観点から、四半期会計期間に係る財政状態及び経営成績に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な手続によることは許容され则认为。 ・ 四半期財務諸表は「実績主義」により作成されるから、事業年度の財務諸表の作成に当たって適用される会計原則及び手続から逸脱する恐れのある簡便的な手続は認められない。 ・ 減価償却費の算定において合理的な予算制度に基づく年間償却予定額の月数按分を許容する扱い（第 47 項）など、財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲の簡便法については、広く容認されるべきである。 ・ レビュー制度における監査人の保証の水準が中間監査より相当程度低い水準にあることを考慮すると、監査人による検証の困難性を極力排除することが不可欠であり、この面からも、会計処理は極力簡便なものとすることが合理的である。 ・ 四半期財務諸表の表示方法については「期間比較を損なわない範囲で、表示科目を集約できる」ことを検討するとしているが、同時に損益分岐点の把握に十分な科目が表示されるよう配慮いただきたい。	論点整理の示す方向性に賛成する意見が大多数であり、原案どおりとする。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	現行の中間財務諸表作成基準の範囲内に留めるべきではないかと考える。 簡便的な会計処理は認めるべきと考えられるが、適時性・迅速性という点をあまりにも重要視しすぎて、簡便的な会計処理を認める項目の範囲を広げすぎることは、むしろ好ましくないのではないか。	
決算手続との関係	開示の適時性、迅速性を検討する際、積上方式・累計差引方式どちらがより望ましいかの観点からも検討すべきである。	四半期の決算手続と簡便的な処理をどの程度認めるかという点は直接的な関係にはないと考えられる。
見積りの精度	一般に第１Ｑと第３Ｑでは見積りの精度に差が生ずると思われるが、年度決算と四半期決算の関係及び各四半期間の整合性の問題についてどのように考えるのかについても検討すべきである。	見積りの変更として処理する。
重要性の判断	各企業実態に応じて、財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲において、重要性のない勘定科目については簡便な処理が認められる旨を明示していただきたい。仮に例示のみを提示するのであれば、重要性のないデリバティブ取引の時価評価の省略（前期末と同じとみなす）や重要性のない外貨建て資産・負債の換算替えの省略、などの簡略化を追加していただきたい。	会計基準の中で、中間財務諸表作成基準と同様、財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲において簡便な処理が認められることを明記することでどうか。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
棚卸資産	時価が下落したことが明らかな品種の判定についての簡便的な方法として、販売用不動産については、短期間での陳腐化や明らかな時価の下落はほとんどない商品であり、また、時価の微小な変動を把握するのは技術的にも困難であることから、原則として、正常営業循環過程から外れた商品を対象とすべき。	正常営業循環過程の範疇の内外に関わらず、重要性の乏しい項目については、実態に応じて、簡便な処理が認められると考えられる。 正常営業循環過程が長期間にわたる場合には、時価が下落したことが明らかになった段階で評価減を行う。
	販売用不動産の時価評価にあたり、一般的に使用される固定資産税評価額や相続税評価額は、毎年１回公表され四半期毎に変動する指標ではないので、最新情報が入手可能な時期に時価評価を見直すこととしていただきたい。	現行の中間会計期間においても、「販売用不動産等の評価額に著しい影響を与える要因（例えば、開発計画の実現可能性に対して重大な障害となる原因の発生等）が生じた場合には、適切な方法によって適時に再評価を実施する必要がある」とされている（JICPA 監査委員会報告第 69 号「販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い」第 8 項(3)）。 棚卸資産専門委員会での検討と整合性の取れた対応をとることとする。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	棚卸資産の評価方法としての低価法の適用に当たり、四半期決算期末日の時価の入手と強制評価減の問題を整理して検討すべきである。低価法の適用に当たり、時価の入手が事業年度末と同等の精度を要求するか否かという問題は、簡便法の検討範囲と考えるが、時価が下落したことが明らかな品種のみを時価で評価する考え方は、棚卸資産の強制評価減の問題であり、低価法を採用する場合の簡便法の問題ではない。	論点整理では、時価の下落が明らかな場合とは、「著しい時価の下落」のみを指しているわけではなく、もう少し、広い範囲のものを指している。 適時かつ迅速な開示との関係で、簡便的处理としては、提案している方法でやむを得ないと考えられる。
	第 46 項の記述では、原価差異の配賦方法を簡便的に行うことの内容が不明である。例えば、工場単位で配賦計算している会社が、簡便法として会社全体で行うような場合は、簡便法の検討範囲と考えられるが、棚卸資産の評価基準として先入先出法を採用している会社が、簡便法として総平均法で配賦計算することは、事業年度の財務諸表の作成に当たって適用される会計原則及び手続から逸脱する、異なる会計処理を採用することになり認められない。	論点整理第 32 項に記載のとおり、費用項目についても、基本的には事業年度と同一の認識基準及び測定基準に基づくことを示している。したがって、指摘のような会計処理は、四半期と年度での首尾一貫性の観点から認められないと考えられる。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	期末原価差異については、財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲において、重要性のない差異については、予算の 1/2（年度の場合 1/4）での計上を認めるなどの簡便な処理も認めていただきたい。また、あわせて、第 36 項にある様に、原価差異の配賦方法についても、重要性のない場合ににおいては、四半期ごとには原価差異全額を売上原価に計上し、原価計算サイクルにあわせて、累計方式として棚卸資産と売上原価との配賦調整計算を行なう方式を認めていただきたい。 原価差異に重要性がない場合は、売上原価に配賦する。	原価差異について重要性の乏しい場合は、売上原価に計上する方向で検討している。 また、累計方式を採用している場合、累計の原価差異を棚卸資産と売上原価に配賦計算行うこととなると考えられる。 なお、ご指摘の「期末原価差異」は、個別企業の管理手法に基づくものであり、会計基準及び適用指針で規定することに馴染まないと考えられる。経済的な実態を見誤らせない範囲で適切に対応する必要があると考えられる。
	原価差異の配賦方法は、四半期特有の会計処理との関係を整理する必要がある。	四半期特有の会計処理の位置付けを含め、現在検討中である。
減価償却費の算定における合理的な予算制度の利用	簡便的な処理の範囲を逸脱する。 ・ 中間財務諸表作成基準が認めている減価償却の方法の簡便法は、定率法を採用している場合に、事業年度に係る減価償却費の額の期間按分だけである。 ・ 合理的な予算制度を採用している場合の予算額による考え方は、予測数値を使用することになり、それが合理的に決定されたものであるにせよ、管理上の数値であり、恣意性の排除から四半期特有の例外処理を認めないとする立場からは、簡便的な処理の範囲を逸脱するものとする。	恣意性の排除と開示の迅速性の要請とを比較考量することになる。 固定資産の重要な取得、売却及び廃棄については、大きな歪みが生じないように適切な修正計算を行うことを前提として、合理的な予算制度を利用することを認めることとする。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	季節的変動を受ける電力事業の減価償却費については、夏季の最大需要に対処するため、電気事業業界としても「資源の有効活用」を図るため、各社ごとの各発電設備の年間稼働計画及び稼働率等を総合的に勘案した四半期ごとの合理的な配分基準の検討も必要と思われる。	経済的実態を見誤らせない範囲での簡便法であれば、許容されると考えられるが、年間稼働計画や稼働率等を総合的に勘案した合理的な配分基準によることは、予測主義における営業費用の繰延処理・繰上処理と同じことになると考えられる。 なお、原価差異の繰延処理により対応可能か否かについては、原価差異の繰延処理の是非との関係で検討することとする。
固定資産の減損損失の処理	減損損失の暫定的処理を認めることは、事業年度の財務諸表の作成に当たって適用される会計原則及び手続から逸脱することになり、認めるべきではない。 - 減損損失の金額が未確定の時点で会計処理を行うことは、恣意性の介入する余地が大きい ため、減損処理は、減損損失の額（回収可能価額）が算定された時点で、会計処理すべきである。 - 減損の兆候があり、減損損失を認識すべきか判断するために時間が必要であることは理解できるが、減損損失を認識すべきと判断されてからその回収可能価額を算定するまでに時間がかかり、減損損失金額の確定が困難となる場合があるか疑問である。	第 48 項②の暫定的な金額による会計処理を支持する意見はほとんどないことから、①の、減損損失金額を確定することが困難な場合にはその旨及びその理由を注記する方法によることのみを暫定的な対応とすることとする。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	第 48 項の①に記載のとおり、ある四半期会計期間において、減損の兆候があり、減損損失を認識すべきであると判定したが、原則的な方法で直ちに減損損失金額を確定することが困難な場合には、「その旨を注記する方法」を採用いただきたい。 - 第 48 項の②に記載のとおり暫定的な金額を減損処理する場合、確定した金額に伴う償却費の再処理等、事務負担はかえって増大する。 「暫定的な金額で減損処理を行った上でその旨を注記する方法（＝②の方法）」は、不正確な情報を財務諸表利用者に与えることになり、かえって四半期財務諸表の信頼性を失うことも懸念される。	
	簡便的な測定方法によっても重大な誤差が生じないと認められる場合には②を、そうでない場合は①を採用できるようにしてはどうか ある程度の精度で測定できるのであれば、暫定値であってもそれを織り込んだ財務諸表は有益と考えられますが、そうでなければ、敢えて計上して投資家をミスリードするよりも、注記に止めて翌四半期財務諸表において確定値を計上した方がよい。	
	固定資産の減損処理、企業結合・事業分離などについて簡便的な処理が認められるのは、時間的に間に合わない場合に限るべきである。	

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
減損会計の適用	第 48 項の②に記載の簡便的な方法が採用される場合であっても、暫定的な減損損失の暫定的処理について、誤差が生じた場合の遡及再表示は求めるべきでない。 - 作成基準で定められた簡便な処理を採用したことによる遡及修正は、簡便処理採用の趣旨から逸脱するものであり、遡及して修正を求めるべきではない。ただし、何らかの形での修正の余地（注記など）は残すべきである。 - 一般的に、暫定的処理を含め簡便法の取扱いを行った場合、原則どおりに行う手法とは金額の相違が生じるものであるが、簡便法による処理を行った後に、原則法による検証を行うことは多大な事務負荷が発生させ、迅速性の妨げとなりうる。	固定資産の減損に係る会計基準は、減損の兆候がある場合に、減損損失を認識するかどうかの判定を行うものとしている（期末のみ判定すればよいということではない）。 ただし、左記のコメントを踏まえつつ、各四半期における減損処理の考え方について整理する。
	兆候の判定において、一般的に使用される固定資産税評価額や相続税評価額は、多くても年 1 回改訂されるものであり、第 1 四半期に最新の情報を入手していない場合もある。このような観点から言えば、四半期ごとに減損の兆候判定を実施することを強制することには無理がある。また、減損の兆候は、本来、長期的な動向に基づく判定を予定しているものと思われる。したがって、減損の兆候については、原則として、年 1 回の判定を行なうこととし、「使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化のある場合」や「経営環境の著しい悪化の場合」といった意思決定や事象の発生した場合のみ、兆候の判定を実施することで十分である。	

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	明らかな減損の兆候及び減損の事実があると認められる場合を除いて、四半期ごとでの減損損失の認識は限定的なものとなることを容認すべきである。 固定資産の減損兆候判定の実施時期については、情報が入手可能なタイミングで兆候の判定を実施することとしていただきたい。 ・ 四半期ごとに本来の厳密な分析と判断を行って会計処理を強要することは迅速な開示の支障となる可能性がある。	
経過勘定及び未経過勘定	重要性の判断で概算額での計上を認めることは、簡便法の検討範囲と考える。ただし、その例示として記載されている、前事業年度末に計上した額での計上を認めるという内容は、計算期間が概ね同じという理由だけで、どうして計上金額が大きく変動しないと確認ができるか、その理由が不明であり、確認する過程で概算計算が行われるのではないかと思われる。	例示を削除し、会計基準又は適用指針においては、概算での計上を認める記述のみにとどめることでどうか。
原価計算・法人税	原価計算、税金計算等計算期間が通常年度若しくは半期で行われることを想定して会計処理基準が設定されているものについては、四半期の簡便的な処理について、別途論点として検討する必要があると思われる。	原価計算及び法人税等についても、個別に簡便的な処理を検討している。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
法人税等	申告調整項目の範囲を重要な項目に限定するだけでなく、一時差異等の算定方法自体についても大幅な簡便的処理が容認されるべきである。また、繰延税金資産の回収可能性の判断についても、簡便的な処理を容認すべきである。 ・ 開示の迅速化の観点から、繰延税金資産の回収可能性を四半期ごとに判断することは要請すべきはない。 ・ 今回の四半期開示の取扱いにおいて既に貸倒引当金や減価償却等の処理の一部について重要性の観点から簡便法が許容されている。 ・ 税務において四半期は存在しない。 ・ 各四半期末における一時差異や永久差異の金額を精緻に算定するのは不可能かつ無意味である。 ・ 前年度の一時差異の見積りを引き継ぐ実務も認めるなど、柔軟な実務を容認すべきである。 ・ 前年度の実効税率を用いた税金費用の計算等の簡便な方法も採用していただきたい。 ・ 例えば監査委員会報告第 66 号における例示区分が②以上の会社については、将来の収益見通しに重要な変化が認められない限り、前事業年度末において回収可能と判断した繰延税金資産はそのまま回収可能と判断できる旨を明確にしてほしい。 ・ 将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性の判断をするにあたっては、その基礎となる将来の業績予測について、重要な変化があると認められない限りは前事業年度末において採用した業績予測をそのまま用いることができることを明確にすべきである。	経済的実態を見誤らせない範囲での簡便法の採用を検討している。一時差異及び永久差異の対象項目や税額控除についても重要性の判断に基づくことが容認されると考えられる。また、繰延税金資産の回収可能性についても、監査委員会報告第 66 号の例示区分に応じた区分適用を前提にして、重要な変化が生じた場合に、取崩の要否を検討することとする。
	税金の会計処理については、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」及び「同 Q & A」に準じた四半期財務諸表のための会計処理基準等を作成する必要がある。	四半期財務諸表作成に当たって必要な部分については、適用指針の中で対応する予定である。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
連結上の未実現損益等の消去	中間連結財務諸表作成基準において簡便な決算手続が認められており、すでに様々なケースに対する実務が定着しているものと考え。なお、未実現利益の消去に係る税効果は、「中間財務諸表等における税効果会計の適用に関するQ＆A」Q11において、原則法の場合は売却元の中間連結会計期間における課税所得額（簡便法の場合は、税引前中間純利益）を限度とするとされているが、四半期財務諸表を作成する場合は、四半期会計期間の見積課税所得額（簡便法の場合は、税引前四半期純利益）を限度とするのか、累計期間の見積課税所得額（簡便法の場合は、税引前当期純利益）を限度とするのかについて、利益への影響が大きい論点であるから明確な取扱いを示す必要がある。	四半期財務諸表作成に当たって必要な部分については、適用指針の中で対応する予定である。
企業結合・事業分離	作成基準で定められた簡便な処理を採用したことによる遡及修正は、簡便処理採用の趣旨から逸脱するものであり、遡及して修正を求めるべきではない。	年度財務諸表との整合性（のれんの償却金額、減価償却費等、当事業年度中の四半期修正損益などの科目表示）を考慮して検討する必要がある。暫定的な処理に対する遡及修正の要否については、会計方針の変更等の取扱いとの整合性も考慮して、検討する。
	取得原価の配分における暫定的な会計処理については、「企業結合会計基準」において認められており、それを逸脱するような会計処理は簡便法の検討範囲から逸脱するものである。	企業結合会計基準における暫定的な会計処理の考え方を基礎にして整理することとする。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
有価証券の減損処理	時価のない有価証券の減損判断を四半期毎に行うことを強制すべきではない。また、四半期という短期間において、重要な変動が頻繁に生じるとは考えにくいいため、実務負担を考慮し、関連会社については、重要性（重要子会社・重要な事象）により判断すべきである。	論点整理第 56 項では、「実質価額が著しく低下しているという事実が判明した時点」での減損処理を求めているが、必ずしも、四半期ごとに減損判断を厳密に行わなければならないという趣旨ではない。 また、関連会社についても、重要性の判断に基づくものと考えられるがどうか。
	ただし書きの記載内容が意味不明である。	JICPA「金融商品会計に関する Q & A Q33」に準じた対応である。
退職給付引当金	発生年度に単年度処理する場合においても、発生時点で一括処理すると極端に収支をゆがめる恐れがあるため、年度内の月数按分を認めるべきである。	年度に採用している会計方針に従うことでどうか。(過去勤務債務の償却のみが想定されるが、一事業年度で処理する場合は期間按分、発生時一括処理する場合は、発生した四半期で処理することが考えられる。) なお、数理計算上の差異は、数理計算手続上、第 4 四半期にしか計上されないと考えられる。
子会社等を取得又は売却した場合	論点整理に加え、事業年度の期首をみなし取得又はみなし売却日とする処理も認めるべきである。	第 4 四半期に支配獲得や株式の売却が行われた場合など、経済実態を見誤らせるおそれがあると考えられるので、採用できない。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
のみなし取得日・のみなし売却日	第 61 項の記載内容は、簡便法の検討内容ではなく、当該会計処理に対する留意事項であると思われる。簡便法の検討をされる上で、考え方の整理が必要と考える。	指摘の通り、留意事項であり、会計基準又は適用指針では、記載箇所を検討する。
特別損益項目の取扱い	前期損益修正や臨時損益を特別損益項目に計上するか否かの判断基準としては、四半期財務諸表ベースで判断する考え方が適当である。 - 事業年度で特別損益項目に該当するか否かの見通しを四半期財務諸表作成の段階で正確に行うことは困難である。したがって、次善の策ではあるが、第一段階として、四半期財務諸表ベースで特別損益項目に計上するか否かの判断を行い、最終的には、事業年度財務諸表ベースで見直し確定的な判断を行うこととするのが適当である。 計上区分の変更も認めた上で、年度財務諸表との整合性を考慮することを基本とする。金額的重要性は、年度の見通しと比較して判断する。 - 事業年度と四半期財務諸表との整合性は取るべきである。 - 実務上、金額的重要性で判断するケースが多いため、原案どおり計上区分の変更を容認すべきである。これは一部累計差額方式を認めることとも整合するものとする。 - 整合性を考慮することが無理な場合、第 4 四半期において表示の整理を行うことも認めるべきである。	年度財務諸表との整合性を考慮して、検討を進めることとする。
ストック・オプションの暫定的処理	公正な評価単価の算定、失効の見積り、条件変更等のストック・オプションに関する会計処理については、「ストック・オプション等の会計基準」をそのまま求めるか、簡便的な処理を認めるかについても検討をすべきである。また、四半期財務諸表上も 1 株当たり四半期純損益の注記を求める方向で議論されており、算定に当たっては、行使、失効等があった場合の 3 か月情報及び累計情報における計算方法についても検討を行う必要がある。	簡便法は例示列举という形で検討している。簡便的な処理についての具体的な提案がないので、会計基準又は適用指針の中で明示することはできないと考えられる。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
連結決算日の差異	各子会社の決算日と連結決算日との差異に関する処理については、連結財務諸表原則注解 7 にある現行認められている処理が継続されるのか、明記すべきである。	四半期においても同様の対応を取る方向で検討している。
重要性のない子会社の連結	連結財務諸表に与える影響が軽微な子会社については、重要な事象が生じていないことを前提に、正規の決算手続きを省略し前期実績等を基礎として連結する簡便法も考えられる。	年度財務諸表との整合性も考慮に入れて判断することになる。(一般的には合理性はないと考えられる。)
その他の簡便な処理	列記されている項目以外に検討すべき項目としては、「デリバティブ取引(含むヘッジ会計)に関する取扱い」「役員賞与引当金に関する取扱い」「リース取引に関する取扱い」などが考えられる。	簡便法は例示列举という形で検討している。簡便的な処理の具体的な提案がないので、会計基準又は適用指針の中では明示できないと考えられる。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
【論点 6】第 2 四半期以降に自発的に会計方針を変更する場合等の取扱い	四半期財務諸表を遡及して再表示する方法に同意する。 ・ 会社法においても、会社法施行規則第 120 条第 3 項及び会社計算規則第 154 条第 3 項において、過年度事項の修正について規定が置かれたことから、今後作成する四半期財務諸表の作成基準について現行商法との関係による否定はできないものと考えられる。 ・ 四半期情報開示の目標の一つに、収益動向のトレンドを把握することがある。遡及修正は、適時性の面からはタイミングを逸した修正ではあるが、事後的にではあっても正しい計上時期が明らかになり、トレンドを正しく認識できるとともに、正しい期間比較情報を開示することになるため、過去の四半期財務諸表を遡及して再表示することが適当である。 ・ 同一事業年度内の第 1 四半期に遡及して再表示すべきであると考え。同一年度内において、期間比較が可能な情報として有用性が高いこと、また国際的な会計基準では過年度の財務諸表を遡及修正していることを考えると最低限同一事業年度内の四半期財務諸表を遡及修正しないと国際的な理解が得られないのではないかという懸念もある。 ・ 過去にレビュー報告書等が添付された四半期財務諸表等が、これらの事由によって遡及して再表示された場合のレビュー報告書等の位置付けや監査上の考え方について、関係部署において明文化する必要がある。 ・ 実行可能な範囲において、期間比較が可能な情報を開示することは有用と考える。	概ね、利用者・監査人は遡及再表示を支持し、作成者は遡及再表示に反対しており、意見が二分している。 ASBJ では、会社法の制定を踏まえ、遡及修正ワーキング・グループで過年度財務諸表の遡及修正を検討することとしていることから、四半期についても、その検討結果を踏まえて、対応することとする。 なお、その間、レビュー手続との関係もあるが、当該事業年度内の過去に開示した四半期財務諸表についての遡及修正情報を、実務上可能である限り、注記情報として記載することとするか、引き続き検討する。その際、年度財務諸表との整合性を取る必要がある。また、翌事業年度の四半期財務諸

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	四半期財務諸表の遡及再表示を強制するのではなく、影響額の注記による対応とすべき。 ・ 現行年度決算においても同様の対応であり、四半期財務諸表の利用者を誤認させることはないと考えられるため、開示の適時性・迅速性確保に加え、わが国における会計慣行や事務負担等を優先して考慮し上記対応とすべきである。 ・ ①我が国の現行実務では遡及再表示の会計慣行がないこと、②早期開示の要請があること、さらに③遡及再表示による他の開示項目への影響が多大会であること、などを踏まえると、年度決算や現行の中間決算において原則行っていない遡及再表示を四半期会計レベルで行うべきではない。 ・ 会計方針変更等の影響額は当該変更期間に負担させ、当該変更期間前の会計期間への影響額等は注記により開示すれば十分である。 ・ 過去の四半期財務諸表に遡る可能性を検討する必要がある問題については、遡及修正表示、前期損益修正、訂正報告書の提出などの方法が考えられるため、制度開示との関係を整理してから検討されるべきである。 ・ 四半期財務諸表（またはその基礎となった単体財務諸表）であっても会社法においては臨時計算書類として確定している可能性もある。会社法において制度的には過年度事項の提供（計算省令第87条第4項）が認められるようになったとしても遡及再表示を強制した場合には混乱をきたしかねない。 第2四半期以降に会計方針を変更した場合、事業年度の決算をどのように作成するかにより判断することが妥当と考える。事業年度決算において、期首から変更があったとして処理するのであれば、第1四半期に遡及して修正することが、適切な財務諸表開示であろうし、当該四半期以降変更したとして処理するのであれば、当該四半期より前に遡及するのはむしろ不適切であると考ええる。	表においても、期間比較を確保する観点から、同様の注記又は比較情報としての本体開示を行うかどうか、引き続き検討する。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	随所で遡及修正について言及されているが、従来にない開示、処理方針であるため、作成基準の適用指針等で十分に考え方等を設例も交えて、明確にしていきたい。 SFAS 第 16 号も参考に、作成の判断基準を示して欲しい。	
重要な誤謬	重要な誤謬については、過年度に起因するものは第 1 四半期に遡及して再表示を行い、当該事業年度の既に開示した四半期会計期間に起因するものは、当該四半期会計期間に負担させ、遡及して再表示するという考え方を支持する。 ・ 実行可能な範囲において、期間比較が可能な情報を開示することは有用と考える。 ・ 重要な誤謬と見積りの変更は、区別することが非常に難しい項目であるため、基準の開発に当たっては十分な検討を要望する。 同一事業年度の重要な誤謬については、遡及再表示は行わず、同一科目での修正を行った上で、当該関係科目および金額を注記すべきである。 ・ 同一事業年度の重要な誤謬の修正は年度決算との整合性から、特別損益科目での計上ではなく、誤計上された科目と同一の科目での修正を行うべきである。 ・ 年度で重要な誤謬等が発見され、第 1～3 四半期を遡及再表示することになれば、C/F やセグメント情報の修正までも必要となり、また、別途レビューの問題も発生すると考えられる。 ・ 制度上の訂正報告書の提出の有無に係る問題であるため、その定義や意味づけを早急に決めるべきである。	非常に重要な誤謬の修正は、証券取引法上は訂正報告書の対象となると考えられる。それ以外の重要な誤謬の取扱いについては、第 2 四半期以降に自発的に会計方針を変更する場合の取扱いの検討とあわせて、整理することとする。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	作成基準において、重要な誤謬があることを前提とした検討は、不要である。なお、この論点については、修正後発事象の取扱いや会計上の見積りの変更との関係も整理する必要があると考える。 ・ 単純な意味での重要な誤謬は、訂正報告の問題であり、遡及修正とは性格が異なる。	
持分プーリング法	45 日以内に過去の財務諸表の修正を行うのは実務的に困難であるため、任意とし、企業結合の発生した四半期会計期間で会計処理し、その旨を開示することも認めるべきである。	持分プーリング法を適用可能なケースは極めて限定的であるが、生じた場合は、投資判断に及ぼす影響は大きいと考えられる。 年度財務諸表では期首に遡って企業結合の会計処理を行うことから、四半期段階でも、実務的に困難な場合を除き、遡及して開示することとする。 なお、実務的に困難な場合は、その旨及び理由を開示することとする。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
【論点 7】 注記情報 注記のスタンス	「論点の整理」における開示の基本的スタンスに賛成する。 ・ 四半期財務諸表には、開示の適時性及び迅速性が求められているため、直前事業年度の財務諸表等の注記事項で重要な変動がないものは、一部の項目を除き、記載を省略できるとし、企業の財政状態や経営成績を理解する上で、重要な事項に限定して開示を求めているという考え方は妥当であると考える。 ・ 企業の財政状態や経営成績を理解する上で特に重要な事項を十分に検討し、省略できる項目を明確にする必要がある。 ・ 第 77 項に記載されたこのような開示の基本スタンスに則り、第 87 項に列挙された 9 項目については必須の注記項目とせず、第 88 項と同様に重要性を判断した上で開示される項目を例示したものとすべきである。 ・ 監査人の事務負担を軽減する上でも合理性がある。 ・ 中間連結財務諸表における全ての注記項目について、基本的には重要性がなければ注記を省略できないかを検討すべきである。その上で、真に必要な項目に限定して開示を求めるべきと考える。 注記は重要な情報源であり基本的に現行中間財務諸表と同程度の開示が望まれる。	論点整理の示す方向性に賛成する意見が大多数であり、原案どおりとする。
現行の任意開示項目	現状において任意開示となっている項目については、不要とすることを検討してほしい、若しくは、対応体制の整備に相応の時間を要することを踏まえ、開示につき一定の経過措置を導入すべきである。	適時性及び迅速性の要請も踏まえた上で、連結グループの経済的実態を理解する上で必要な注記事項を開示することとする。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
会計方針の変更	影響額は概算で開示すべきである。	金額を正確に把握することが困難な場合には、適当な方法による概算額を記載することができるものとするかどうか。
セグメント情報	セグメント情報については、損益情報・資産関連情報ともに開示対象とするべきではない ・ 四半期毎に各セグメントの比率・内容が激変する可能性が高いとはいえないことから情報としての有用性が低いと思われる。 ・ また作成の事務負担については第 83 項に記載された資産関連情報だけでなく損益情報も同等以上であることから早期開示の妨げとなりうる。	金融審議会報告書において、セグメント情報は必要な開示項目に挙げられていることから、これを前提にすることかどうか。 また、セグメント別資産情報に対しては利用者サイドに強いニーズがある一方、作成者・監査人には、開示対象とすべきではないとの意見が多い。
	セグメント別資産関連情報等の注記は、注記を求める必要はない。 ・ 現在、中間連結財務諸表上も注記の開示がないにもかかわらず、財務諸表利用者から、これに対する不満の声は聞かれない。 ・ 作成負担が大きいにも関わらず、ニーズが高いとは考えにくく、適時かつ迅速な開示の観点から、義務化する必要はない。	昨今の大型M&Aを踏まえ、セグメント別資産が著しく変動する場合には、概算額での開示を求めることかどうか。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	セグメント別資産情報を四半期単位で開示することが望ましい、若しくは重要な変動があった場合は開示するよう要望する。 - セグメント情報は企業分析上重要な資料で、現行の四半期開示でも PL に次いで重要視されている(添付資料 1. II. 1. 参照)。このうち、セグメント別資産関連情報(82-83 項)については、今後 M&A 等によりセグメント別資産が大きく変動する事例が増加すると予想される一方、投資判断に当たっては事業別の ROA が有用な指標である - 経営管理上も把握されていると考えられる - 米国基準・カナダ基準で同様の開示が求められている	
季節変動性の注記	導入初年度においては前年同期比情報は不要であることを確認したい。	実務面での対応を考慮し、導入初年度において、前年同期比情報の開示が困難な場合にはその旨を記載する方向で対応する。
	「季節変動性」について、定性的情報と前年同期比の情報両方の開示が望まれる。	—
第 87 項	注記情報については、例示列挙してある項目を必須注記項目とするのではなく、第 88 項同様に、重要性を判断した上で開示する項目の例示という位置づけにしていきたい。	経済的実態を判断するに当たって重要性の乏しいものは開示対象としないこととする。 また、個々の注記項目については、注記情報全体のボリュームも踏まえて、整理することとする。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
重要な後発事象	3か月毎の情報開示が実施されることにより後発事象は直後の四半期情報に適時・迅速に取り込まれることになるため、後発事象として開示する意味合いが薄れてくると考えられることから、あえて注記項目とする必要はないと考える。	翌四半期となると、最大 135 日後となるので、適時性の観点から、重要な後発事象は開示対象とすることとする。
EPS/BPS	E P S の開示義務づけながら、B P S の開示を義務づけないのはバランスを欠く。B P S の開示も義務づけるべきである。	EPS は各四半期ごとに変動するものであり、投資判断情報としても非常に重視されているので、毎四半期開示を求めることとするが、BPS は、開示の適時性・迅速性に影響があるのかどうかを踏まえて方向性を出すこととする。
新株予約権	具体的な注記情報として、「⑧新株予約権等の状況」が例示されているが、これは「ストック・オプション等」の開示を想定しているのか。（他に例示されている注記情報に比較して、唐突感があるため。）	ストック・オプションを含む新株予約権全般を指している。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	「新株予約権等の状況」の開示は、必要である。ストック・オプション費用計上、ポイズン・ピルの増加など、当該情報の重要性は高まっている。発行時の適時開示情報だけでは、四半期末現在でどれだけ希薄化の要素が残っているかを把握することはできない。新株予約権として開示はされないが、MSCBなどについても、残高の開示を求めたいところである。	ポイズン・ピルやMSCBに係る潜在的増加株式数は、通常、重要性があると考えられるが、これ以外のものについては、重要性の乏しい場合を除き、残高の開示を行い、重要な変動があった場合にはその内容も開示することとする。 なお、作成者の負担を考えた場合、非財務情報での開示との関係も考慮する必要があると考えられる。
継続企業の前提	継続企業の前提に疑義がある場合の注記は、ある程度簡便化されたものではあっても、必要と考える。 ・ 財務諸表利用者に強い開示ニーズがあり、また、国際的にもなんらかの開示がなされている状況から判断すると、監査人のレビュー手続との関係で整理すべき課題はあるものの、情報としての強い有用性を考慮して、注記することが適当と考える。 ・ 特に、直近事業年度末において継続企業の前提に疑義がある旨の注記がなされていた場合のフォロー・アップは不可欠な情報と考える。 ・ 前期末に記述があった場合はそのフォローアップがされるよう、また今期中に債務超過や債務返済不履行等明らかな事態が生じた場合には必ず開示されるよう規定する必要がある。	投資情報として非常に重要であるので、二重責任の原則を踏まえ、疑義が継続している場合、及び、新たに生じた場合には、作成者側において何らかの開示を行う方向で検討を進めている。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	継続企業の前提についての注記は、レビューの手續や会計士の責任、担保の実効力と照らし合わせ、十分に慎重に検討すべきである、若しくはこうした注記を求めるのは適当ではない。	
デリバティブ	「デリバティブ取引」については、突然デリバティブによる損失が明らかになることを防止するために導入された経緯を考えると、現行の中間財務諸表レベルの開示は行うべきである。時価会計が導入されているとはいえ、デリバティブへの取組方針・リスク管理方針等を示す定性的な情報、商品やリスクの種類が異なるデリバティブごとの時価情報、評価損益の情報は重要である。ただし、取引が無い場合に定量的情報の記載を省略することは認めるべきである。	開示の迅速性の観点から、金額的に大きく変動していない場合には、開示を強制する積極的な理由はないと思われる。
株主資本等変動計算書の注記	四半期決算期末の発行済株式数、自己株式数の開示を検討してほしい。投資家にとって知りたい情報の１つである。	四半期決算期末の発行済株式数、自己株式数は開示を行う方向で検討中である。潜在株式数についても検討する。 なお、非財務情報での開示との関係も考慮する必要があると考えられる。
リース取引の注記	早期開示の要請と財務諸表利用者の活用度合いを考慮し、リース資産の重要性を勘案した注記の簡略化等が検討されるべきである。 リース取引の注記、有価証券の注記は、作成に大変な手間を要する上、迅速性・適時性に照らし合わせて考えると、不要である。また、リース取引に関しては、会社によっても利用目的が異なり、重要性の判断基準の設定が困難だと思われる。	作成者においては、リース取引の注記には大変な手間がかかるため、迅速な開示の阻害要因になりかねないとの意見が多い。 45 日以下内での開示という前提で引き続き、検討する。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	借手においては、リース取引に重要性がある場合、又は直前事業年度末に比較し著しくリース利用状況が変化した場合に限り注記を行い、それ以外の場合には、注記を省略することができるようになるべきである。その注記の内容についても、未経過リース料を記載することで十分である。貸手においては、貸借対照表にリース資産として計上されているため、財政状況に対して重要な影響がなく、注記を省略することができるようになるべきである。 リース取引（所有権移転外ファイナンス・リース）の注記の検討内容が記載されているが、リース取引の会計基準の見直しが審議されている状況下であり、その成り行きを見てから検討すべきである。 リース取引については、オンバランス化に反対している上に、注記の簡素化をも求める財務諸表作成者サイドの姿勢に疑問を感じる。	なお、所有権移転外ファイナンス・リースについて、賃貸借処理に準じた処理をしている場合は、以下の対応でどうか検討する。 - 借手については、重要性が乏しい場合を除き、少なくとも、未経過リース料を注記する。 - 貸手は、年度財務諸表と同様の注記を行う。 なお、リース会計専門委員会での検討状況も見守ることとする。
有価証券の時価情報	「有価証券の時価情報開示」は、現行の中間財務諸表レベルの開示は行うべきである。時価会計は導入されているが、利用者としては、リスクの種類が異なるもの（株式、債券、その他）ごとの時価情報、評価損益の情報は重要である。満期保有目的の債券についても、現状、どのくらいの含み損益があるかは、把握しておきたい。	開示の迅速性の観点から、金額的に大きく変動していない場合には開示を強制する積極的な理由はないと考えられる。
企業結合・事業分離	「企業結合・事業分離」の情報も、できるだけ年度と同様の情報が開示されることが望まれる。	四半期で開示を求める理由を明確にした上で、原則として年度と同じ開示を求めることとするが、実務上、記載することが困難な場合には、その旨及び理由を開示して記載を省略することとする。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
注記情報の金額的重要性の判断	重要性の判断(92 項)にあたっては、比較の対象時点は直前事業年度末および直前四半期会計期間末の双方とすべきである。 ・ 年度の報告書では、例えばデリバティブ等で実績が無いにもかかわらず、実績がある場合と同様に所定の大きな表が用いられることがある。 ・ 四半期報告では、実績が無い場合は単に「使用実績無し」と 1 行記述するような表示様式簡略化の工夫が求められる。	直前四半期に大きな変動がなかった場合には直前事業年度末、直前四半期に大きな変動が合った場合には直前四半期末をベースにして重要性の判断を行うこととする。 ただし、重要な変動については、作成者と監査人での一定の割り切りが必要であるという指摘もあり、この点も考慮に入れて引き続き検討する。
【その他】 四半期財務諸表の作成基準の目的	まず、四半期財務諸表の作成基準の目的について定義を示すべきである。 年度財務諸表においては「真実な報告」、中間財務諸表においては、「有用な情報」と財務諸表作成の目的となる情報の信頼性の程度を定義しているが、四半期財務諸表に関し、どの程度の情報の信頼性を求めるのかについて、年度財務諸表及び中間財務諸表との関連において明確にすべきである。 情報の信頼性の程度と開示の適時性及び迅速性について検討するためには、情報の信頼性の程度を明示する必要がある。	四半期財務諸表の目的は、四半期会計基準の中で記載する予定である。
四半期報告書の提出対象	現行の有価証券報告書・半期報告書の開示制度では、非上場会社についても一定の要件に該当する場合、提出が求められる。四半期報告書の提出を上場会社に限る場合、これらの会社については有価証券報告書の開示のみで可という考え方をとるのか。	四半期会計基準での検討対象ではない。(金融審議会報告書を踏まえると、非上場会社には半期報告制度が存続すると考えられる。)
四半期報告書の宛先	四半期報告書の宛先は株主とすべきである。 ・ 株主は財務諸表の第一義的利用者だから、開示の適時性や迅速性の観点から、財務諸表利用者の判断を誤らせないために、投資家である株主宛に「四半期報告書」を送付すべき。	四半期会計基準での検討対象ではない。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	- 基礎として、年次報告書としての有価証券報告書と、商法計算書類として株主総会召集通知書に添付して株主に送付する計算書書類の一元化を諮り企業の商法・証券取引法の二重開示の負担を解消すべき。 - 国際化に向けて、商法（会社法）と証券取引法の調整を図るべき。	
開示する情報全般	開示を強制する情報は真に必要なものに限定すべきである。	財務諸表利用者の情報ニーズを踏まえつつ、開示の適時性及び迅速性を確保する観点から検討している。
レビューとの関連	最終的に作成基準を決定するにあたっては、レビュー基準の内容と併せて無理なく 45 日以内で可能か否かを再検討した上で行っていただきたい。 45 日以内にレビューを付記しての開示であるが、レビューに要する日数が相当に短くないと経理実務担当に過度の負担をかけるだけでないのか？ 会計士の能力の底上げを行ってから内容充実を求めるべきでないのか？ 企業だけに要求を突きつけるやり方は間違っていないか？ 現状の取引所開示以上の開示を求めておりその負担は計り知れない。	企業会計審議会、日本公認会計士協会によるレビューの検討状況も注視しつつ検討を進めている。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
会社法との関連	改正商法並びに会社計算規則は、臨時決算報告とこれに基づく四半期配当を認めているので、これらの前提条件のもとに十分な調整を図るものとする。	会社法施行後、四半期会計基準に基づき臨時計算書類を作成することも、実務上は考えられるが、それは四半期会計基準の副次的な利用である。専門委員会では、証券取引法会計に基づく四半期会計基準を開発することを目的としており、臨時決算報告と四半期会計基準とは直接的な関係はないと理解している。なお、臨時決算を行わないことを前提とした剰余金の分配（四半期配当を含む）についても四半期会計基準とは関係がないと理解している。
会計処理・開示等における重要性の判断	四半期開示の最大の前提・要請は「適時性」「迅速性」であることから、情報利用者の判断を誤らせない範囲において、会計処理・開示等に関しては四半期開示の目的に応じた重要性による判断ができる旨を明確に示していただきたい。	会計基準の中で、経済的な実態を誤らせない範囲で簡便的な処理及び開示を容認することを明記する方向で検討している。
財務諸表作成企業の業種等の多様性への配慮	財務諸表作成企業の業種や規模により各項目の重要性はそれぞれ異なるため、四半期財務諸表作成基準では中間財務諸表作成基準のように最低限の規定を置くにとどめ、その他については一般的な例示とすることを検討いただきたい。また、財務諸表等規則において「別記事業」とされている事業を営む企業については、一定の範囲内で業法において取扱いを委任する旨を記載していただきたい。	四半期報告が証券取引法上の制度開示として位置付けられる方向にあることを踏まえ、中間財務諸表作成基準や国際的な会計基準の規定を参考にして検討している。 また、「別記事業」の業法上の取扱いについては、当委員会の権限の範疇外と考えられる。（これまでと同様、監督

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
		当局で対応すると考えられる。）
四半期財務諸表の簡略化	早期開示の要請に対応するためにも、四半期財務諸表の簡略化等が検討されるべきである。例えば、キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、損益計算書における「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を「法人税等」として一括表示する簡便法を採用するなどの対応が検討されるべきであると考ええる。	金融審議会報告書の提言を踏まえ、開示の適時性及び迅速性の観点から、四半期財務諸表の構成も含め、検討を進めている。なお、金融審議会報告書では、連結ベースでのキャッシュ・フロー計算書は貸借対照表、損益計算書とともに明示されている。
	アナリスト等の利用者が、利益予測をするためには、限界利益率の算出が必要であり、そのためには固定費、変動費を把握する必要がある。このような分析を行うのに十分な情報が、財務諸表の科目又は注記において示されることが望まれる。	四半期財務諸表で科目を集約して開示している場合には、主要な科目について注記で開示を求める方向で検討している。
持分法投資損益	特に第１四半期および第３四半期の持分法投資損益の会計処理について、実務的に対応可能な方法を、実務指針など何らかの形で明文化していただきたい。 ・ 持分法適用関連会社のうち、四半期決算が義務付けられていない国内の非上場会社および国外の会社については、第１四半期および第３四半期の決算情報を入手できない場合がある。 ・ 関連会社に対する出資比率はマイノリティにとどまるため、関連会社の経営を支配できる立場にはなく、したがって制度上義務付けられていない四半期決算を関連会社に強制することはできない。 ・ 関連会社が四半期決算情報の開示を義務付けられていない国の上場会社である場合、当該関連会社にとって、一部の株主にのみ四半期決算情報を開示することは、その国の法令に	特定の株主への四半期に関する情報提供が法律に抵触する場合には、例外的な取扱いを設けるべきか、事実確認を行った上で、財務諸表利用者への適切な投資判断情報の提供も考慮して検討する。 なお、その場合、第２四半期での情報開示との関係も検討する必要がある。

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	違反することになりかねない。	
適用時期	適用年度が明示されていないことから、明確化していただきたい。また、適用年度から開示しなければならない項目、数値等に関しては、適用年度分からとし、前年同期、前年同期比の数値などの開示を要求しないことをお願いしたい。	適用時期に関しては、証券取引法改正に基づく四半期報告の導入時期と平仄を合わせることで考えている。 適用初年度の取扱いについては、今後検討する。
非連結子会社のレビューの扱い	四半期において、非連結子会社の重要性の判定は行わず、新規に増えた非連結子会社についてのみ、レビューを行うべきである。	四半期会計基準での検討対象ではない。
米国基準による財務諸表	米国会計基準に基づき連結財務諸表を作成開示している企業については、四半期連結財務諸表の作成、開示についても米国会計基準に基づき行うことを認めて頂きたい。	四半期会計基準での検討対象ではない。
年次報告書	四半期開示は原則連結ベースとしており、整合性を図るうえでは、年次報告書（有価証券報告書）も原則連結とすべきである。企業の個別・連結の二重開示の負担を解消すべきである。	四半期会計基準での検討対象ではない。
非財務情報	非財務情報についても、一部内容の開示が要請されることとなると理解しているが、開示内容の検討にあたっては、実務に十分配慮し、45日以内で無理なく開示できるようなものとしていただきたい。（例えば「大株主の状況」は名義書換代理人を通じてのみ把握可能な項目であり、45日以内の開示が可能であるかは現段階では不明）	四半期会計基準での検討対象ではない。
他の基準の改廃	四半期財務諸表の作成基準を作成するに当たり、半期報告制度の廃止等を前提にしていることから、既存の関連基準・指針が多岐にわたると考えられる。どのような時期にそれらの基準の改廃が順次行われるのか、全体スケジュールを示していただく事が、実務上の観点からも有	四半期会計基準での検討対象ではない。（半期報告制度は、非上場会社に対して引き続き適用されると考えられ

審議事項（５）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	用なため是非お願いしたい。	る)
長期工事契約	長期工事契約については、四半期で利益が変動し、投資家をミスリードしないように、国際基準のように工事進行基準を採用すべきである。	他のプロジェクトにおいて検討する予定である。
現在整備されていない基準等	情報の読み易さなど、読み手・投資家にとって期間比較情報が判り易くする視点をもった会計基準を整備すべきである。例えば、「過年度財務諸表の遡及修正の仕組み」、「事業廃止の会計基準・継続事業と廃止事業を区分表示」、「比較財務諸表→監査報告書も比較財務諸表を前提に作成すべき」などである。現在、整備されていない会計基準が多くあるが、企業会計基準委員会は、創設され４年半という十分な期間を経過しているのであるから、今後何をどうするのかのビジョンと、実行のための日程（Roadmap）を含めて国民に明らかにすべきである。	四半期会計基準での検討対象ではない。